

伊勢原市障害者地域生活サポート事業等補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、神奈川県各市町村障害者福祉事業推進補助金交付要綱（平成31年4月1日施行）に基づく障害者地域生活サポート事業又は障害者グループホーム運営事業（以下「サポート事業等」という。）を実施する社会福祉法人等（以下「法人等」という。）が当該事業に要する経費に対し、伊勢原市障害者地域生活サポート事業等補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、伊勢原市補助金等の交付規則（昭和55年伊勢原市規則第19号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助の対象)

第2条 補助の対象とする法人等は、神奈川県各市町村障害者福祉事業推進補助金事業実施要領（障害者地域生活サポート事業分）（平成31年4月1日施行）（以下「県実施要領（障害者地域生活サポート事業分）」という。）第4条に規定する事業のうち次項に規定する障害者地域生活サポート事業又は神奈川県の市町村障害者福祉事業推進補助金事業実施要領（障害者グループホーム運営事業分）（平成31年4月1日施行）（以下「県実施要領（障害者グループホーム運営事業分）」という。）第4条に規定する事業のうち第3項に規定する障害者グループホーム運営事業を実施する法人等とする。

2 障害者地域生活サポート事業の補助の対象となる事業は、次のとおりとする。

- (1) グループホーム等地域生活移行推進事業
- (2) 自立生活訓練等支援事業
- (3) 成人サービス移行促進事業
- (4) 単独型短期入所促進事業
- (5) 短期入所利用促進事業
- (6) 医療的ケア訪問支援事業
- (7) 在宅障害者緊急通報システム事業
- (8) 地域交流等支援事業
- (9) 地域防災拠点事業
- (10) 就労等基盤整備推進事業
- (11) 通所体験事業
- (12) 生活環境改善支援事業
- (13) 特別援護支援事業
- (14) 重度重複障害者個別支援事業
- (15) 行動障害者支援事業
- (16) 医療的ケア支援事業
- (17) 遷延性意識障害者個別支援事業

3 障害者グループホーム運営事業の補助の対象となる事業は、次のとおりとする。

- (1) 設置費（新築・改修）
- (2) 移行者家賃支援費
- (3) 特別援護支援費

- (4) 重度重複障害者個別支援費
- (5) 行動障害者支援費
- (6) 医療的ケア支援費
- (7) 遷延性意識障害者個別支援費
- (8) グループホーム介護支援費
- (9) 常勤支援員配置促進費
- (10) 体験利用促進費

4 補助金の対象経費は、県実施要領（障害者地域生活サポート事業分）及び県実施要領（障害者グループホーム運営事業分）に基づく事業の対象経費とし、補助金の額は、予算の範囲内とする。ただし、第2項第1号から第5号まで、第7号及び第10号から第17号まで並びに第3項第2号から第10号までに規定する事業に対する補助金の対象経費は、伊勢原市が援護の実施者となっている者を対象として算出する。

（交付申請）

第3条 補助金の交付を受けようとする法人等は、伊勢原市障害者地域生活サポート事業等補助金交付（変更交付）申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実施計画書
- (2) 収支予算書
- (3) その他市長が必要と認める書類

（交付決定）

第4条 市長は、前条の申請があり、審査等の結果、補助金を交付すべきものと決定したときは、伊勢原市障害者地域生活サポート事業等補助金交付決定通知書（第2号様式）により申請者に通知するものとする。

（変更交付の申請）

第5条 交付の決定を受けた法人等が、補助金額を変更しようとする場合は、伊勢原市障害者地域生活サポート事業等補助金交付（変更交付）申請書に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 変更事業計画書
- (2) 変更収支予算書

（変更交付の決定）

第6条 市長は、前条の申請があり、審査等の結果、交付する補助金額を変更すべきものと決定したときは、伊勢原市障害者地域生活サポート事業等補助金変更交付決定通知書（第3号様式）により申請者に通知するものとする。

（申請取下げのできる期間）

第7条 規則第9条第1項の規定により申請の取下げのできる期間は、交付決定の通知を受けた日から10日を経過した日までとする。

（補助金の交付）

第8条 補助金は、補助事業が完了した後において交付するものとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、補助事業の完了前に補助金の全部又は一部を

交付することができる。

- 2 前項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、伊勢原市障害者地域生活サポート事業等補助金交付請求書（第4号様式）により市長に請求しなければならない。

（実績報告）

第9条 規則第14条の規定による実績報告は、伊勢原市障害者地域生活サポート事業等補助金実績報告書（第5号様式）により、収支決算書及びその他必要書類を添えて、当該補助事業の完了の日から30日を経過した日又は当該年度の翌年度の4月20日のいずれか早い日までに行わなければならない。

（書類の整備等）

第10条 補助金の交付を受けた法人等は、事業に係る収入及び支出についての書類を整備保管しなければならない。

- 2 前項に規定する書類の保管期間は、当該補助事業の完了の日から5年間とする。

（補助金額の確定）

第11条 市長は、伊勢原市障害者地域生活サポート事業等補助金実績報告書が提出され、規則第15条の規定に基づいて補助金の額の確定を行った結果、第4条の交付決定の額（第6条の変更交付決定を行った場合は、その額）と確定額が相違する場合は、伊勢原市障害者地域生活サポート事業等補助金確定通知書（第6号様式）により通知するものとする。

（委任）

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成19年10月1日から施行する。

附 則

この告示は、公表の日から施行し、改正後の伊勢原市障害者地域生活サポート事業補助金交付要綱の規定は、平成22年4月1日から適用する。

附 則

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（令和元年12月9日告示第58号）

この告示は、公表の日から施行し、改正後の伊勢原市障害者地域生活サポート事業等補助金交付要綱の規定は、平成31年4月1日から適用する。

第1号様式（第3条、第5条関係）

伊勢原市障害者地域生活サポート事業等補助金交付（変更交付）申請書

年 月 日

伊勢原市長 殿

住所又は
所在地

申請者名称及び
代表者氏名

㊞

年度伊勢原市障害者地域生活サポート事業等補助金の交付（変更交付）を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

交付申請額 千円

添付書類

- 事業実施計画書
- 収支予算書

（注）上記にレ印をつけてください。

伊勢原市障害者地域生活サポート事業等補助金交付決定通知書

住所又は
所在地

申請者名称及び
代表者氏名

年 月 日付けで申請のありました伊勢原市障害者地域生活サポート事業等補助金については、伊勢原市補助金等の交付規則第6条の規定に基づいて、次のとおり決定しましたので通知します。

年 月 日

伊勢原市長



1 補助金交付決定額 千円

2 交付条件

- (1) この補助金は、障害者地域生活サポート事業等のために交付するものであり、目的外への使用は一切しないこと。
- (2) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容を変更し、又は補助事業を中止し、若しくは廃止しようとする場合は、速やかに事業変更（中止・廃止）届を市長に提出すること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告して、その指示を受けること。
- (4) 補助金の交付時期は、 とする。

（事務担当は、 ）

伊勢原市障害者地域生活サポート事業等補助金変更交付決定通知書

住所又は
所在地

申請者名称及び
代表者氏名

年 月 日付で提出されました変更交付申請書の内容を審査
しました結果、次のとおり変更交付決定しましたので通知します。

年 月 日

伊勢原市長



1 変更交付決定額 千円
(変更前の交付決定額 千円)

2 交 付 条 件

- (1) 補助金交付決定通知書の交付条件の(1)から(3)までを適用する。
(2) 補助金の交付時期は、 とする。

(事務担当は、)

第4号様式（第8条関係）

伊勢原市障害者地域生活サポート事業等補助金交付請求書

年 月 日

伊勢原市長 殿

住所又は
所在地

請求者名称及び
代表者氏名

㊞

交付決定のありました伊勢原市障害者地域生活サポート事業等補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

- | | |
|-----------|----|
| 1 交付決定通知額 | 千円 |
| 2 既交付額 | 千円 |
| 3 今回交付請求額 | 千円 |
| 4 未交付額 | 千円 |

5 添付書類

- 伊勢原市障害者地域生活サポート事業等補助金交付決定通知書の写し
伊勢原市障害者地域生活サポート事業等補助金変更交付決定通知書の写し

（注）上記のいずれかにレ印をつけてください。

第5号様式（第9条関係）

伊勢原市障害者地域生活サポート事業等補助金実績報告書

年 月 日

伊勢原市長 殿

住所又は
所在地

補助事業者名称及び
代表者氏名

印

年度伊勢原市障害者地域生活サポート事業等補助金に係る実績を次のとおり報告します。

交付決定額	千円
実績額	千円
不用額	千円

（注）収支決算書（見込み）及び事業実績報告書を添付してください。

伊勢原市障害者地域生活サポート事業等補助金確定通知書

住所又は
所在地

補助事業者名称及び
代表者氏名

年 月 日付けで提出されました実績報告書を審査しました結果、次のとおり確定しましたので通知します。

年 月 日

伊勢原市長



- | | |
|------------------|----|
| 1 補助金交付（変更交付）決定額 | 千円 |
| 2 補助金確定額 | 千円 |

（事務担当は、 ）